

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

訓令

告示

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一四九

○一般競争入札の実施

(市町村課) 一五〇

○一般競争入札の資格に関する公示

(保護課) 一五一

○一般競争入札の実施

(保護課) 一五二

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出

(土地改良指導課) 一五三

○土地改良事業の工事の完了の届出

(土地改良指導課) 一五三

○家畜伝染病検査の命令(三件)

(酪農畜産課) 一五四

○特定第三号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認

(水産経営課) 一五五

○小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間

(漁業管理課) 一五五

○特定調達契約に係る入札の公告

(資源管理課) 一五六

○生産事業者の登録の失効

(森林整備課) 一五七

○知事権限に係る保安林の指定の予定

(治山課) 一五七

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一五七

○知事権限に係る保安林の指定の解除(二件)

(治山課) 一五八

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一五八

○公共測量の実施の通知

(建設部総務課) 一五八

○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行事務の開始

(道路計画課) 一五八

○二級河川の指定の一部改正

(河川課) 一五九

○都市計画事業の認可

(公園下水道課) 一五九

○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正

(出納局総務課) 一五九

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正

(出納局総務課) 一五九

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税務課) 一五九

○公募型プロポーザルの実施

(森林活用課) 一五九

○一般競争入札の実施

(税務課) 一五九

支庁告示

○一般競争入札の実施

一六〇

札幌医科大学告示

訓

令

北海道訓令第24号

本 庁

○一般競争入札の実施

一六一

道人事委員会規則

○給与の調整額に関する規則の一部を改正する規則

一六三

○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

一六三

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者に関する公示(二件)

一六三

公布された規則のあらまし

◇給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則七一〇二)

八

一 趣旨

保健所の組織機構の改正に伴い、給料の調整額の支給範囲について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

保健所に勤務すると、畜検査員のうち、人事委員会が定めるものについては、調整数の二の給料の調整額を措置することとした(別表第一関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年七月一日から適用することとした。

◇公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則一六一二)

一 趣旨

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則に定められた派遣先団体への派遣の廃止に伴い、所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

派遣先団体から「財団法人二千二年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会」を削除した。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成14年 7月23日 北海道知事 堀 達 也 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の家畜保健衛生所の事項の第1項第1号中「、第5条第1項又は第6条第1項」を「又は第5条第1項」に、「家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべきこと」を「家畜又はその死体について検査を受けるべき旨」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。 (2) 第6条第1項の規定に基づき、家畜について注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずること。 別表第4の家畜保健衛生所の事項に次の1項を加える。 2 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に関する事務 (1) 第6条第1項の規定に基づき、牛が死亡した旨の届出を受理すること。 附 則 この訓令は、平成14年 7月23日から施行する。	
告 示	
北海道告示第1250号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年 7月23日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末機器等 一式 15組（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年 8月30日（金） (4) 契 約 期 間 平成14年 9月1日から平成15年 3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年 8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 北海道総合企画部地域振興室市町村課及び各支庁地域政策部振興課	
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年 7月23日（火）から30日（火）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室市町村課 電話番号 011－231－4111 内線 23－513 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室市町村課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎 1階第5号会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年 8月6日（火）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項	

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部地域振興室町村課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落 札 者 の 決 定 方 法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部地域振興室町村課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011－231－4111 内線 23－513

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1251号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 資格及び委託業務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年7月23日に一般競争入札の公告を行う平成14年9月5日

に行われる北海道戦没者追悼式の特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付けに係る委託契約

(2) 資 格 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付けの資

格（以下「資格」という。）

(3) 業 務 の 種 類 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成14年7月31日現在において引き続き2年以上特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け等の事業を営んでいること。

(5) 北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り付け業務の執行体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 当該委託業務に関し、要求仕様書に記載の特設台等の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(4)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年7月23日から8月6日までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

提出先の名称及び所在地

北海道保健福祉部保護課 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第1252号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年7月23日

1 入札に付する事項

北海道知事 堀 達 也

(1) 委託業務の名称及び数量

北海道戦没者追悼式特設台、登台、菊花帯作製及び飾り

付け各一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約の日から平成14年9月5日まで

(4) 履行場所 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1－1

北海道立総合体育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成14年北海道告示第1251号に規定する北海道の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条6丁目

北海道庁6階 保健福祉部1号会議室

(2) 入札日時 平成14年8月9日（金）午後2時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札価格が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

ア 人札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。

北海道保健福祉部保護課 名称了

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 25-816

この入れ及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

詳細は、入札説明書による。

談合情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。

入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがある。

契約締結前後に人札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

この入札の執行は、公開する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上ノ国土地改良区から、

次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成14年7月23日

就退	就退任年月日	理事・氏名	住	北海道的事	堀	達也	所

別 事 山下敏雄 檜山郡上ノ国町字新村234番地の3
別 任 平成14. 7. 7

同	同	草間一信	同	字北村230番地の3
---	---	------	---	------------

同 同 同 刀称勝彦 同 字木ノ子47番地

同 同 同 同 同
字桂岡605番地の2

同
同
同
森
昌
幸
同
字中須田703番地

同 同 監事 瀨戸文雄 同 字中須田443番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改

良事業の工事の完了の届出があった。

平成14年7月23日

世達堀 北海道知事

事業主 姓名 谷 水 町 地 区 名 谷 水 町 事業主 姓名 谷 水 町 地 区 名 谷 水 町

同 1 同

同 2 同 曉

同 3 同 同

本別冊 3 同 14. 3. 25 同

美里別西上5-1 同

美里別西上 5-2 問

問 上美蘭列 2-1 問

上美蘭列2-2 問

問 天 闌 別 問 問

大主列國上

天
王
天
王
天
王

[illegible]

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

甘藷粉、生石灰、**「甘藷粉法」**（曲、麥）
11 1 10

13 9 12

第1384号

豊頃町	育中	素豊	多似	基盤整備促進 [基盤整備]	(農道)	平成13.10.10
広尾町	同	同	同	同	同	13.9.20
同	同	同	同	同	同	14.2.20
同	同	同	同	同	(農業)	12.10.31
士幌町	南	旭	基盤整備促進 [基盤整備]	(農業)	同	13.11.8
用用排水)						

北海道告示第1255号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及び結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の市町村名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
千歳市 平成14年9月2日から12月6日まで
八雲町 同 12月20日まで
厚沢部町 同 10月1日から11月29日まで
今金町 同
黒松内町 同 9月24日から11月22日まで
黒砂川市 同 9月2日から10月4日まで
沼田町 同
深川市 同 9月30日から11月15日まで
東神楽町 同 9月9日から11月15日まで
上富良野町 同 9月24日から12月6日まで
幌延町 同 9月2日から12月20日まで
枝幸町 同 12月27日まで
浜頓別町 同 9月30日から平成15年1月17日まで
美幌町 同 8月26日から11月22日まで
置戸町 同 9月17日から12月27日まで
上湧別町 同 12月20日まで

- 生田原町 同 10月15日から平成15年1月10日まで
小清水町 同 10月21日から平成15年1月24日まで
滝上町 同 11月5日から平成15年1月31日まで
佐呂間町 同 11月18日から平成15年3月20日まで
訓子府町 同 12月24日から平成15年3月31日まで
白老町 同 9月2日から11月1日まで
鶴川町 同
登別市 同
登室市 同
音更町 同
土幌町 同 9月24日から11月22日まで
上士幌町 同 10月15日から12月13日まで
鹿追町 同 8月1日から9月27日まで
新得町 同 8月19日から10月25日まで
中札内町 同 8月5日から10月4日まで
大樹町 同 9月9日から11月22日まで
幕別町 同 10月28日から12月13日まで
浦幌町 同 8月1日から9月27日まで
厚岸町 同 8月26日から10月18日まで
白糠町 同 9月17日から11月8日まで
浜中町 同 9月2日から11月29日まで
羅臼町 同 10月15日から12月20日まで
同 11月5日から平成15年1月24日まで
同 10月21日から11月15日まで

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) 第9条に定める方法による。

北海道告示第1256号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢に限る。) の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1255号

- 1 実施の目的
家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の市町村名（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
市見沢市 平成14年9月2日から12月27日まで
由仁町 同
留辺蘂町 同 9月9日から12月27日まで
清水町 同 11月11日から12月6日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第1257号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性子宮炎の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的
馬伝染性子宮炎の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の市町村名（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
市豊浦町 同 平成14年9月9日から12月13日まで
豊浦町 同
洞爺老来町 同
白老町 同
早来町 同
追分町 同
厚真町 同
鶴川町 同
穂別町 同
伊達市 同

登別市 同
苫小牧市 同
日高町 同
平取町 同
門別町 同
新冠町 同
静内町 同
三石町 同
浦河町 同
様似町 同
えりも町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供している軽種馬及び臨床・疫学的に感染のおそれのある馬

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、細菌培養法による。

北海道告示第1258号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第3号漁業者の共済契約の申込みについて、同法第108条の2第3項の規定による同意があったものと認める。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

区域区分
釧路 中型さんま棒受網漁業及びえびけた網漁業

北海道告示第1259号

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第6条第2項（第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、天塩川河口左海岸から正西の線と、浜益郡雄冬岬から正西の線との間における小型機船底びき網漁業（手繰第二種「えびけた網漁業」）について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

平成14年8月21日から30日まで

北海道告示第1260号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日ワラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成14年10月18日

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止していないこと。

(3) 総トン数300トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年7月23日から8月6日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060—8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011—231—4111 内線 28—425

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議

室（郵送による場合は、郵便番号 060—8588 北海道札幌市

中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課）

(2) 入 札 日 時 平成14年9月4日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部資源管理課

電話番号 011—231—4111 内線 28—425

(2) 交 付 方 法 (1)の場所であ付する。

8 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第51条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部資源管理課
電話番号 011－231－4111 内線 28－425
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
KAIO-MARU Repair Service 1 set
- B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M. , September 4, 2002
- C. Contact point for notice : Marine Resource Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 28-425

北海道告示第1261号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、その効力を失った。

平成14年7月23日

	生産事業者の氏名又は 名 称 及 び 住 所	生 産 事 業 の 内 容	事業所の名称及び所在地
登録番号	佐藤 信政	幼苗及び幼苗以外の 苗木の育成	佐藤苗畑 名寄市字旭東143番地
4556	名寄市字旭東143番地		

北海道告示第1262号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林予定森林の所在 山越郡長万部町字豊津261の1（次の図に示す部分に限る。）
場所
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1263号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 解除予定保安林の所在 常呂郡訓子府町字穂波289の6（次の図に示す部分に限る。）、289の4
- 場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除予定保安林の所在 中川郡幕別町字弘和482の3・485の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1264号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 亀田郡恵山町字日浦27（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び恵山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 釧路市新野27の1・29の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 保安林として指定され 霧害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1265号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 上川郡上川町字豊原378・380（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所 幌泉郡えりも町字日黒213の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所

- (2) 保安林として指定され 土砂の崩壊の防備
た目的

- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1266号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 上川郡東川町806の2（次の図に示す部分に限る。）
場所
- 2 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- 3 解 除 の 理 由 発電施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1267号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年6月21日から9月18日まで
- 3 作業地域 豊富町

北海道告示第1268号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による市道の工事を次のとおり開始する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達也

- 1 路線名 砂川市道住吉線
- 2 工事区間 (1) 砂川市富平324番2地先から砂川市富平458番地先まで
(2) 砂川市富平346番地先から砂川市富平30番地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成14年8月20日

北海道告示第1269号

昭和44年北海道告示第1001号（二級河川の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

美々川の項中
「苦小牧市字植苗23番地先」を「千歳市美々758番109地先」に改める。
同 191番地先」を 同 美々758番26地先」

北海道告示第1270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 上磯町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画墓園事業 2号 野崎公園
- 3 事業の施行期間 平成14年7月23日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地 (1) 収用の部分 上磯郡上磯町字野崎地内
(2) 使用の部分 なし

北海道告示第1271号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

経済部所管の事項に次の1項を加える。
20 地域雇用創出促進事業

支庁長

北海道告示第1272号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 2 収納代理金融機関の項網走信用組合の事項を削る。

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 氏名又は名称 太平石炭株式会社
- (2) 代表者の氏名 林 武重
- (3) 主たる事務所又は事業所の所在地 札幌市白石区東札幌2条1丁目2番33号
- (4) 指定の取消年月日 平成14年6月1日
- 2 (1) 氏名又は名称 松原産業株式会社
- (2) 代表者の氏名 松原 正和
- (3) 主たる事務所又は事業所の所在地 夕張郡栗山町中央1丁目1番地1
- (4) 指定の取消年月日 平成14年7月1日

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年7月23日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

- (1) 業務名 みどりバンク推進事業パネル制作業務
- (2) 業務内容 「北のみどり21プラン」及び「ふるさとにみどりをよみがえらそう運

動」の普及啓発を図るためのパネルを作成する。 (3) 履行期限 平成14年10月31日 (木) 2 参加資格及び選定基準 (1) プロポーザルの提出者に要求される資格 ア 道内に本社又は営業所を有する事業者であること。 イ 過去2年間 (平成12年から13年度) において官公庁又は民間企業と本業務に類似する業務を契約し、確実に履行した実績を有すること。 ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領 (平成4年9月11日付け局総第461号) の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。 (2) プロポーザルの選定基準 ア 業務処理能力 イ 本業務の実施体制等 エ 企画提案の内容 パネル20枚の企画・展開案、表現案 3 手続等 (1) 担当部局 (連絡・照会先) 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林環境室森林活用課みどり対策グループ 主査 電話番号 011-231-4111 内線 28-825 フクシミニリ 011-232-4142 (2) 説明書の交付期間、場所及び方法 平成14年7月23日 (火) から29日 (月) まで (土曜日及び日曜日は除く。交付時間午前9時から午後5時まで) 交付場所は3の(1)に同じ。 直接交付する (郵送はしない。)。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年7月30日 (火) 午後5時まで 提出場所は、3(1)に同じ。 持参又は郵送 (書留郵便に限る。) による。 (4) プロポーザル提出要請書の送付 プロポーザル提出事業者として選定した事業者には、プロポーザル提出要請書を送付する。選定されなかった事業者には文書により通知する。 (5) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法 平成14年8月19日 (月) 午後5時まで 提出場所は、3(1)に同じ。	
持参すること。 4 その他 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円 (2) 契約書作成の要否 別途特定した事業者に対して作成する。 (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ (4) プロポーザルに関する説明 提出されたプロポーザルの内容についてヒヤリングを行う。 詳細は、プロポーザル説明書による。	
支 庁 告 示	
北海道空知支庁告示第12号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成14年7月23日 北海道空知支庁長 佐 藤 隆 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ及び付属品 一式 105組 (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様書 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成14年10月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁合同庁舎 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借 (電子計算機) の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 納入した賃貸借物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。 (4) 空知支庁管内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。 3 条件付一般競争入札	

第14号平成14年7月23日 第14号平成14年7月23日 第14号平成14年7月23日	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。
	ア 申請の時期 平成14年7月23日から8月5日まで
	イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。
	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068－8558 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課
	(2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。
	4 契約条項を示す場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課
	5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁合同庁舎 5階会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年8月19日（月） 午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
	6 入 札 保 証 金 免除する。
	7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
	8 郵便等による入札 認めない。
	9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（105組1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（105組1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道空知支庁総務部総務課
イ 所 在 地	郵便番号 068－8558 北海道岩見沢市8条西5丁目 電話番号 0126－23－2231 内線 2112
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(5) この入札の執行は、公開する。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	
札幌医科大学告示	
札幌医科大学告示第21号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成14年7月23日	
1 入札に付する事項	札幌医科大学長 秋 野 豊 明
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	
ア ルミノ・イメーリアナイザー	1台
イ バイオハザード対策用キャビネット	1台
ウ 組織オキシメーター	1台
エ Benchmarkマイクロプレートリーダー	一式
オ 高安定蛍光検出器	1台
カ コンパクト高速冷却遠心機	一式
キ 高性能マルチプレート用蛍光発光測定装置	一式
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3) 納 入 期 日	

第1384号

北海道公報

北海道

ア ルミノ・イメージアナライザー イ バイオハザード対策用キャビネット ウ 組織オキシメーター エ Benchmark マイクロプロセッサリーダー オ 高安定蛍光検出器 カ コンパクト高速冷却遠心機 キ 高性能バルブプレート用蛍光発光測定装置 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。	(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成14年8月2日(金) (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011-611-2111 内線 2253
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店(営業所)を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室 (2) 入 札 日 時 平成14年8月6日(火) ア 入 札 日 平成14年8月6日(火) イ 入 札 時 間 (ア) ルミノ・イメージアナライザー 午前10時00分 (イ) バイオハザード対策用キャビネット 午前10時10分 (ウ) 組織オキシメーター 午前10時20分 (エ) Benchmark マイクロプロセッサリーダー 午前10時30分 (オ) 高安定蛍光検出器 午前10時40分 (カ) コンパクト高速冷却遠心機 午前10時50分 (キ) 高性能バルブプレート用蛍光発光測定装置 午前11時00分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税	

- (4) この入札の執行は、公開する。
(5) 詳細は、入札説明書による。

道 人 事 委 員 会 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月二十三日

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

北海道人事委員会規則七―〇二八

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則七―一八八）の一部を次のように改正する。

別表第一保健所の項第一号中「と、畜検査員」の下に「(3)に掲げる者を除く。」を加え

同項中

(3) 診療放射線技術者	二
(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者	一

を

(3) と、畜場法第十条に規定する検査の業務に従事することを常例とする、畜検査員（人事委員会の定めるものに限る。）	二
(4) 診療放射線技術者	
(5) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者	一

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成十四年七月一日から適用する。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月二十三日

平成十四年七月二十三日

火 曜 日

北海道人事委員会規則一六一二

北海道人事委員会委員長 杉 本 堅 治

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則一六一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人二千二年ワールドカップサッカー大会日本組織委員会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第131号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年7月23日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
ユーロコプター式A S365型機体（だいせつ1号）3,000時間定期点検 一式
- 落札を決定した日
平成14年5月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ジャムコ
(2) 住 所 東京都三鷹市大沢6丁目11番25号
- 落札金額
9,444万7,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成14年4月16日付け北海道警察本部告示第54号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第132号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年7月23日

第1384号 北海道公報

北海道警察本部長 上原美都男

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
ユーロコプター一式A S 365型機体（だいせつ1号）エンジン3,000時間定期点検 一式
- 2 落札を決定した日
平成14年5月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 石川島播磨重工業株式会社
(2) 住所 東京都千代田区大手町2丁目2番1号
- 4 落札金額
4,145万9,250円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年4月16日付け北海道警察本部告示第56号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

発編印

行集刷

北海道総務部法制文書課
富士印刷株式会社